

質問・回答書

工事名 : 東北自動車道 沢内橋床版取替工事

番号	質 問	回 答
1	入札公告 p4, p5 へ記載ある設計業務等の受注者、及び施工管理業務の受注者について、例えば落札後の詳細設計にあたり、本工事の受注者がこれらの業者へ詳細設計業務を委託することは、本工事の規定に反しないと考えてよろしいでしょうか。	本工事に係る設計業務の受注者との資本若しくは人事面における関連性について、入札手続きにおける公正性・透明性を確保する観点から制限をかけているため、本工事受注後の委託先については、当該規定には適用されません。